

構造計算適合性判定における「図書の構成等」について

構造計算適合性判定の書面申請にあたり、図書の構成等について、以下に留意してください。
なお、電子申請では、電子データの「形式」及び「名称」等にルールがありますので、「電子申請の手引き」も併せて確認いただきますよう、お願いします。

●確認申請の図書との整合について

構造計算適合性判定申請の図書と、建築確認申請の図書との記載内容が整合していない場合、確認済証が交付されないことがあります。判定申請書及び申請図書の提出時には、双方の内容が整合していることを、十分に確認してください。

●図面について

- 1) 正・副2部、提出してください。
- 2) 図面には、設計者の記名が必要です。
- 3) 図面には、図面番号を付番してください。
- 4) 内容が判読できれば、A3判でも結構です。

●構造計算書について

- 1) 正・副2部、提出してください。
- 2) 構造計算書表紙には、設計者の記名が必要です。
- 3) A4判とし、ファイル等で綴って提出してください。
- 4) 複数棟の場合、構造計算書は棟毎に作成してください。
複数棟の共通資料（地盤調査報告書、大臣認定書の写し等）については、別ファイル1部にまとめていただくか、代表的な棟の構造計算書に添付することで結構です。
- 5) 構造計算書の表紙には、「件名・棟名（複数棟の場合）・冊数（複数冊となる場合は、各冊に「該当冊数／総冊数」を記載）」を記載してください。

●構造計算書の記載方法について

- 1) 構造計算書には、「構造上の特徴」、「構造計算方針」、「適用する構造計算」及び「使用プログラムの概要」を記載してください。
- 2) 「構造上の特徴」及び「構造計算方針」の記載内容は、次の資料を参照してください。
 - 国土交通省-WEB
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000031.html
 - 建築確認手続き等の運用改善マニュアル（一般建築物用）
 2. 申請図書の簡素化関係（P.37～P.43）
<https://www.mlit.go.jp/common/000112505.pdf>
- 3) 構造計算書は、目次を作成し、全ての頁に、目次に対応した「頁番号」を付番してください。
- 4) 一貫構造計算プログラムの出力について、以下の点に留意してください。
 - ・出力は、文字及び数字が読み取れる出力としてください。
 - ・エラーメッセージ、ワーニングメッセージがある場合、メッセージに対する処置を必ず記載してください。
 - ・一貫構造計算プログラムの出力が複数ある場合（設計条件を変えた場合等）、それぞれの目的を明記してください。

●事前審査を実施した場合

- 1) 事前審査を実施した場合は、事前審査における質疑回答書を図書に添付してください。
- 2) 質疑回答書は、当初の質疑に回答する形式でまとめてください。「了解しました」等のやり取りの途中経過は不要です。

●申請に必要な提出図書等

必要な提出図書等の詳細は、以下を参照してください。

■ BCJ-WEB

●申請に必要な提出図書等

<https://www.bcj.or.jp/judgment/sphere/>

